

第 578 回富津市定例農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 2 年 11 月 5 日（木）午後 1 時 30 分から午後 2 時 35 分

2 開催場所 富津市役所 4 階 401 会議室

3 出席委員（12 人）

1	稲村 耕一	2	澤邊 治之	3	鈴木 昇	4	山崎 正秀
5	佐久間 容	6	平野 弁一	7	大後 護		
9	茂木 比呂志			11	川口 寛市	12	鈴木 伸江
13	小柴 賢次郎	14	白井 和子				

4 欠席委員（2 人）

8	渡邊 和已	10	森田 泰彰				

5 事務局職員（3 人）

局長 茂木 雅宏	係長 赤井 聖	書記 樋口 悠亮	

会議の議案は次のとおり

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 空き家に付属した農地の指定及び農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画
の決定について

議案第 6 号 農用地利用配分計画案について

第 578 回 富津市定例農業委員会

発言者	発言内容
局長	<p>開会 午後 1 時 30 分</p> <p>皆様こんにちは。委員の皆様には、ご多忙のところ第 578 回定例農業委員会総会にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>お手元に、黄色の封筒を配布していますが、令和 2 年度安房・君津地区ブロック別研修会の資料になります。</p> <p>研修会を欠席した委員の皆さまに配布していますので、後程ご覧ください。</p>
局長	<p>開会に先立ちまして、本日の出席状況でございますが、</p> <p>8 番 渡邊委員、 10 番 森田委員</p> <p>が欠席となっております、</p> <p>14 名中 12 名の出席となっております。</p> <p>従いまして、農業委員会会議規則第 6 条により本日の会議は成立いたします。</p>
局長	<p>それでは早速会議を始めさせていただきます。</p> <p>会議の議長は、農業委員会会議規則第 4 条の規定により会長にお願いいたします。</p>
会長	<p>(議長挨拶)</p> <p>(報告連絡事項)</p> <p>1 10 月 22 日 (木) 三芳農村環境改善センター 千葉県女性農業委員の会 ブロック別研修会 (鈴木伸江委員、樋口書記)</p>

	<p>2 10月28日(水) 鋸南町中央公民館 令和2年度安房・君津地区ブロック別研修会 (平野会長、大後職務代理、佐久間委員、石井推進委員、 前澤推進委員、茂木事務局長)</p> <p>3 10月30日(金) 君津合同庁舎 農山漁村男女共同参画君津地域推進会議及び地域セミナー(平野 会長)</p> <p>(開会) ただ今から、第578回富津市定例農業委員会総会を開会いたしま す。</p>
議長	<p>(議事録署名人の指名) それでは、会議に入ります。 農業委員会会議規則第13条によりまして、私の方から議事録署名 委員を指名いたします。 9番 茂木委員、11番 川口委員を指名いたします。 それでは、議事に入らせていただきます。</p>
議長	<p>【議案第1号】 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題 といたします。 議案第1号1番につきまして、担当委員の現地調査及び説明を2番 澤邊 委員お願いします。</p>
澤邊委員	<p>議案第1号1番について申請地を11月4日に確認しましたので、 説明いたします。 申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。 旧水道部より東の方向約200m、および佐貫町駅より東の方向約 200mにそれぞれ位置する農地であります。</p>

議長	<p>権利者は新規の農業経営、義務者は離農を考えていたことから、売買による所有権移転の申請をすることとなりました。</p> <p>営農計画としましては、空芯菜、パクチー、バジルの栽培を行う予定です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局 (樋口)	<p>ただいまの澤邊委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>今回の案件は、義務者は離農のために農地の売却を希望し、権利者は申請地を取得し、新規に農業経営することを目的とした申請です。</p> <p>申請地は、農用地区域内の農地を含み、面積は6,723 m²、権利者の耕作面積は0 m²で、農用地区域内の農地を取得する場合の下限面積は5,000 m²の為、基準を満たしております。</p> <p>権利者は新規就農者ですが、本申請前に富津市の青年等就農計画認定を受けており、その他機械、技術、労働力に関しても問題はないと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。</p> <p>ご質疑ございますか。</p>
澤邊委員	<p>少しよろしいですか。</p>
議長	<p>澤邊委員、どうぞ。</p>
澤邊委員	<p>本件議案について、11月1日と4日に現地の人と現地と2回に分けて確認をしました。説明が漏れてしまいましたので補足します。</p>

議長	<p>わかりました。委員の皆さまご質疑ございますか。</p> <p>(なし声)</p> <p>「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p>
議長	<p>議案第1号1番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>よって議案第1号1番は承認されました。</p>
議長	<p>つづきまして、議案第1号2番は、権利者及び、申請理由が同一であるため、一括で審議し個別に採決したいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>それでは、一括で審議をいたします。</p> <p>担当委員の現地調査及び説明を2番 澤邊 委員お願いします。</p>
澤邊委員	<p>議案第1号2番について申請地を10月16日の農地パトロールの日を確認しましたので、説明いたします。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>旧水道部より北の方向約150mに位置する土地です。</p> <p>権利者は現在申請地の耕作を行っていますが、本申請で正式に賃借権設定をすることでそれぞれの義務者とも話がまとまり、申請をすることとなりました。</p> <p>また、権利者所有の[REDACTED]の土地につきまして、登記地目は山林であるものの、現に耕作がされていることを確認済です。</p> <p>営農計画としましては、カトレアの栽培を行う計画です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>

事務局（樋口）

ただいまの澤邊委員の説明に補足させていただきます。

今回の案件は、権利者は申請地を現在耕作しているところですが、本申請で正式に賃借権設定をし、高収益作物時期作支援交付金を申請するため農地台帳への登載を目的とした申請です。

この高収益作物時期作支援交付金は、新型コロナウイルスの蔓延で市場価格が下がる等の影響を受けた野菜、花き、果樹、茶などの高収益作物について、次期作に前向きに取り組む生産者を支援するための国からの交付金です。

権利者の現在の耕作状況について、権利者所有の[]の土地は、登記地目が山林ですが、面積 4,441 m²の内 1,122 m²を農地として利用し、現に耕作がされていることを確認しました。

次に、本申請の[]の土地について、こちらの土地も登記地目は山林であり、義務者より賃借をし、土地の面積 1,309 m²の内 807.9 m²が農地として利用されていることを確認しました。

[]の土地については、農用地区域内の農地であり、面積は 3,354 m²です。

3筆の耕作面積の合計は 5,283.9 m²であり、農用地区域内の農地の権利を設定する場合の下限面積は 5,000 m²の為、基準を満たしております。

その他機械、技術、労働力に関しても問題はないと考えます。
以上です。

議長

事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。

ご質疑ございますか。

（なし声）

「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。

議長

議案第1号2番の上段につきまして、原案に賛成委員の挙手を求め

	<p>ます。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>よって議案第1号2番の上段は承認されました。</p>
議長	<p>つづきまして、議案第1号2番の下段につづきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>よって議案第1号2番の下段は承認されました。</p>
議長	<p>つづきまして、議案第1号3番につづきまして、担当委員の現地調査及び説明を3番 鈴木 昇 委員お願いします。</p>
鈴木昇委員	<p>議案第1号3番について申請地を11月2日に確認しましたので、説明いたします。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>吉野小学校より東の方向約2.7kmに位置する農地であります。</p> <p>権利者は農業経営の拡大、義務者は離農を考えていたことから、売買による所有権移転の申請をすることとなりました。</p> <p>営農計画としましては、ジャガイモ、玉ねぎの栽培を行う予定です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局(樋口)	<p>ただいまの鈴木昇委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>今回の案件は、義務者は離農のために農地の売却を希望し、権利者は申請地を取得し、耕作、経営拡張することを目的とした申請です。</p> <p>申請地は、農用地区域外の農地であり、面積は1,851㎡、権利者の耕作面積は、6,987㎡であり、農業委員会が定める下限面積は農振農</p>

<p>議長</p>	<p>用地以外の農地を取得する場合 1,000 m²で、基準を満たしております。</p> <p>その他機械、技術、労働力に関しても問題はないと考えます。</p> <p>以上です。</p> <p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。</p> <p>ご質疑ございますか。</p> <p>(なし声)</p> <p>「質疑なし」ということでありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p>
<p>議長</p>	<p>議案第1号3番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>よって議案第1号3番は承認されました。</p>
<p>小柴委員</p>	<p>つづきまして、議案第1号4番につきまして、担当委員の現地調査及び説明を13番 小柴 委員お願いします。</p> <p>議案第1号4番について申請地を11月4日に確認しましたので、説明いたします。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>峰上出張所より南東の方向約450m、および東の方向約650mにそれぞれ位置する農地であります。</p> <p>権利者は農業経営の拡大、義務者は財産処分による農地の売却を考えていたことから、売買による所有権移転の申請をすることとなりました。</p> <p>営農計画としましては、水稻栽培を行う予定です。</p> <p>以上です。</p>

議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局（樋口）	<p>ただいまの小柴委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>今回の案件は、義務者は財産処分のために農地の売却を希望し、権利者は申請地を取得し、耕作、経営拡張することを目的とした申請です。</p> <p>申請地は、農用地区域内の農地であり、面積は5,677 m²、権利者の耕作面積は、2,940 m²であり、農用地区域内の農地を取得する場合の下限面積は5,000 m²の為、基準を満たしております。</p> <p>その他機械、技術、労働力に関しても問題はないと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。</p> <p>ご質疑ございますか。</p> <p>（なし声）</p> <p>「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p>
議長	<p>議案第1号4番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>よって議案第1号4番は承認されました。</p>
議長	<p>つづきまして、議案第1号5番につきまして、農業委員会会議規則第10条の規定により「委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」となっておりますので、私は、一時退席を致しますので、議長を職務代理者である大後委員にお願いいたします。</p> <p>（平野会長退席） （大後委員議長席）</p>

議長（大後）	<p>しばらくの間議長を務めさせていただきます。</p> <p>宜しくお願いします。</p> <p>それでは、議案第1号5番につきまして担当委員が平野委員でありますので、現地調査及び説明を事務局お願いいたします。</p>
事務局（樋口）	<p>議案第1号5番について説明いたします。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>富津市役所より南西の方向約800mに位置する農地であります。</p> <p>権利者は、平成14年に義務者より経営移譲を受けて法人を立ち上げており、現在の経営実態に合わせて農地法の権利設定を行うため、使用貸借権の設定をすることとなりました。</p> <p>営農計画としましては、アンスリウムの栽培を行う予定です。</p> <p>申請地は、農用地区域外の農地であり、面積は6,765㎡、権利者の耕作面積は0㎡であり、農業委員会が定める下限面積は農振農用地以外の農地を取得する場合1,000㎡で、基準を満たしております。</p> <p>その他機械、技術、労働力に関しても問題はないと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長（大後）	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。</p> <p>ご質疑ございますか。</p> <p>（なし声）</p> <p>「質疑なし」ということありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p>
議長（大後）	<p>議案第1号5番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>よって議案第1号5番は承認されました。</p>

議長(大後)	<p>ここで、議長を交代します。</p> <p>ご協力いただきありがとうございました。</p> <p>(平野会長着席)</p>
議長	<p>大後委員ありがとうございました。</p> <p>つづきまして、議案第1号6番につきましては、農業委員会会議規則第10条の規定により澤邊委員につきましては一時退席をお願いいたします。</p> <p>(澤邊委員退席)</p>
議長	<p>それでは、本案件につきまして、担当委員が澤邊委員でありますので、現地調査及び説明を事務局お願いいたします。</p>
事務局(樋口)	<p>議案第1号6番について説明いたします。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>佐貫町駅より南西の方向約600mに位置する農地であります。</p> <p>権利者は農業経営の拡大、義務者は離農を考えていたことから、売買による所有権移転の申請をすることとなりました。</p> <p>営農計画としましては、水稻栽培を行う予定です。</p> <p>申請地は、農用地区域内の農地であり、面積は3,519㎡、権利者の耕作面積は21,394㎡であり、農用地区域内の農地を取得する場合の下限面積は5,000㎡の為、基準を満たしております。</p> <p>その他機械、技術、労働力に関しても問題はないと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。</p> <p>ご質疑ございますか。</p> <p>(なし声)</p>

<p>議長</p>	<p>「質疑なし」ということでありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第1号6番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。 (挙手全員) 挙手全員であります。 よって議案第1号6番は承認されました。</p> <p>(澤邊委員着席)</p>
<p>議長</p>	<p>【議案第2号】</p> <p>次に、議案第2号「空き家に付属した農地の指定及び農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>議案第2号1番「空き家に付属した農地の指定について」の事務局説明をお願いします。</p>
<p>事務局(赤井)</p>	<p>議案第2号についてご説明いたします。</p> <p>お手元に配布しました「富津市空き家に付属した農地の別段面積取扱基準」をご覧ください。</p> <p>富津市の空き家バンクに登録された住宅と併せて農地を取得する場合に、農地法第3条の許可基準の1つであります下限面積の特例、いわゆる別断面積について、空き家に付属した農地は、面積の要件を緩和することとしまして、令和2年6月の定例総会で承認されました「富津市空き家に付属した農地の別段面積取扱基準」により、農地を取得するための申請があったものです。</p> <p>はじめに、空き家に付属した農地の指定について、ご説明いたします。</p> <p>指定可能な農地については、取り扱い基準に3つの要件を定めております。</p>

第4条、第3条第1項に掲げる別段面積を適用するときは、空き家に付属した農地を一つの区域とみなし、次に掲げる事項を全て満たしていなければならない。

(1) 1筆ごとを単位とし、適用する時点で全てもしくは一部が遊休農地であること、または所有者及び法定相続人等による維持管理や農作物等の栽培が行われる見込みがないこと。ただし、富津市農業振興地域整備計画による農用地を除く。

(2) 空き家および空き家に付属した農地の所有者は、同一であること。ただし、所有者が死亡しその相続人が明らかである場合、または農業委員会が認めた場合はこの限りではない。

(3) 農地の権利を取得しようとする者は、投機目的の農地取得を防ぐため、継続して、取得した空き家に居住し、その農地を耕作すること。

以上3つの要件があります。

3要件のうち(1)についてですが、本申請地は、農振農用地ではなく、11月2日に担当地区農業委員の渡邊委員と樋口で現地を確認しましたところ、現在は耕作されておらず遊休農地の状態であり、維持管理がされていませんでした。

また、所有者は、市外に居住しており、譲り渡し人として本件3条申請を行っておりますので、所有者による維持管理、農作物の栽培がないものと見込まれます。

(2)の要件については、取得予定の住宅と農地の所有者が一致していることを確認しています。

(3)については、空き家と農地を一緒に取得する関係上、現時点での居住実態はありませんが、添付書類により、耕作することの誓約、農地の利用計画を確認しています。

また、3条の許可があったときに契約が成立する旨の条件付きの売買契約書も確認しております。

以上のことから、空き家に付属した農地として指定することに問題ないと考えます。以上です。

議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。</p> <p>ご質疑ございますか。</p>
山崎委員	<p>この空き家というのは、地目が農地で建物が建っている。建設当時に農地転用の手続きを取らずに家が建っているので、空き家に付属した農地の制度に乗せたということでしょうか。</p>
事務局（赤井）	<p>住宅は、申請地とは別の宅地に建っており、所有者がその住宅を手放したいということで、富津市空き家バンクに登録します。その際に住宅の所有者が農地も所有している場合に、農業委員会が指定することで、一緒に登録することができます。</p> <p>そうすることで、空き家を取得し、併せて家庭菜園程度の小規模な耕作をしたいといったときに、富津市では農地取得に関する下限面積を 10a に引き下げてはいますが、家庭菜園程度の規模ではこの下限面積要件を満たすことが難しく、取得に結びつかないということもありまして、下限面積の特例をさらに引き下げるものとして、富津市空き家バンクに登録している住宅の所有者が持つ農地を併せて取得する場合には下限面積を引き下げるものとして、令和 2 年 6 月に別段面積の取り扱い基準を定めました。</p> <p>今回の申請は、議案資料に記載のとおり 10a を超えておりませんので、通常農地法第 3 条申請では、下限面積要件を満たしておりませんので、許可できないこととなりますが、空き家に付属した農地として指定することによって、下限面積の特例を受けたいとして申請があったものです。</p>
山崎委員	<p>前回も同じ質問をしたのですが、別添地図の申請箇所が大きく囲ってあって、以前も作図の精度の問題ということなんですが、囲ったところが全部農地であって、そこに建物があるように見えるので先ほどの質問をしました。</p> <p>もう少し縮尺を大きくして、申請農地だけを抜粋したような形にし</p>

事務局 (赤井)	<p>てもらえると、こんな質問しなくても良いのですが。 空き家の制度のことについてはよくわかりました。</p> <p>わかりました。</p>
議長	<p>ほかにご質疑ございますか。</p> <p>(なし声)</p> <p>「質疑なし」ということでありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第2号1番について原案に賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号1番は承認されました。</p> <p>つづきまして、議案第2号2番「農地法第3条の規定による許可申請について」の事務局説明をお願いします。</p>
事務局 (樋口)	<p>農地法第3条の許可申請について説明いたします。</p> <p>権利者は申請地を取得し、耕作地を確保するため、空き家と併せて農地を取得することを目的とした申請です。</p> <p>申請地の面積は498㎡、権利者の耕作面積は0㎡で、空き家に付属した指定農地を取得する場合の下限面積は100㎡の為、基準を満たしております。</p> <p>農地利用計画は、畑としてトマト、ズッキーニ、じゃがいも、人参等を栽培する計画です。</p> <p>機械については、草刈り機、耕運機を導入予定です。</p> <p>労働力に関しては、夫婦2人で作業する計画であり、3条の許可については問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p>

議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。</p> <p>ご質疑ございますか。</p> <p>(なし声)</p> <p>「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第2号2番について原案に賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号2番は承認されました。</p> <p>【議案第3号】</p>
議長	<p>次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>議案第3号につきまして、担当委員の現地調査及び説明を1番 稲村 委員お願いします。</p>
稲村委員	<p>議案第3号1番について申請地を10月31日に確認しましたので、説明いたします。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>飯野小学校より南西の方向約800mに位置する農地であります。</p> <p>権利者は、現在、申請地に隣接する住宅に住んでおりますが、老朽化が激しくなり、取り壊しての建て替えも検討したものの、農業用の倉庫としてなら使用に耐えうる状況であるため、申請地に新築の農家住宅を建てることを計画し、申請するものであります。</p> <p>周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>

<p>事務局（樋口）</p>	<p>ただいまの稲村委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>農地区分に関しては、おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第 1 種農地と判断されます。第 1 種農地は原則として転用許可をすることができませんが、農地法第 5 条、農地法施行令第 11 条および農地法施行規則第 33 条に例外が定められており、本申請は農地法施行規則第 33 条第 4 号「住宅のほか、周辺地域居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当します。</p> <p>造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。</p> <p>また、上水は水道管から引き込み、汚水・雑排水については、合併浄化槽を経由し、道路側溝に放流します。雨水については宅内最終枡を経由し道路側溝に放流します。</p> <p>資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。</p> <p>農家住宅用地として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。</p> <p>ご質疑ございますか。</p> <p>（なし声）</p> <p>「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第 3 号につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>よって議案第 3 号は承認されました。</p>

<p>議長</p>	<p>【議案第4号】</p> <p>次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>議案第4号につきまして、担当委員の現地調査及び説明が10番森田委員ですが、本日欠席となっておりますので、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局（樋口）</p>	<p>議案第4号1番について説明いたします。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>富津市役所より南西の方向約1.2kmに位置する農地であります。</p> <p>権利者は現在、申請地の隣接地を駐車場及び資材置場として借りていますが、所有者から土地を明け渡して欲しいと要請があり、代わりとなる土地を検討していたところ、申請地が未使用となっていたため、所有権移転を伴う農地転用申請をすることとなりました。</p> <p>周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。</p> <p>農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。</p> <p>また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水については自然浸透としています。</p> <p>資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。</p> <p>駐車場及び資材置場として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。</p> <p>ご質疑ございますか。</p> <p>(なし声)</p>

議長	<p>「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第4号につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。 (挙手全員) 挙手全員であります。 よって議案第4号は承認されました。</p> <p>【議案第5号】</p> <p>次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。</p> <p>本議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項に、農用地利用集積計画については、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めることとなっていることから、審議をするものであります。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
議長	<p>事務局の説明資料が不足しているそうなので、ここで暫時休憩とします。</p> <p>———休憩———</p>
議長	<p>それでは会議を再開します。 事務局説明をお願いします。</p>
事務局(樋口)	<p>議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。</p> <p>5ページをご覧ください。</p> <p>今回の権利設定は、農地中間管理事業を活用した農地利用集積で千葉県農地中間管理機構である公益社団法人 千葉県園芸協会です。</p>

<p>議長</p>	<p>利用権の設定を受ける土地は、10筆です。</p> <p>貸し手及び対象農地について貸し手ごとに説明いたします。</p> <p>■■■■■■の対象の農地は二間塚の1筆1,023㎡で、権利の種類は賃借、利用内容は田、期間は5年間です。</p> <p>■■■■■■の対象の農地は本郷の1筆1,014㎡、前久保の1筆801㎡、二間塚の1筆654㎡で、3筆合計2,469㎡です。権利の種類は賃借、利用内容は田、期間は5年間です。</p> <p>■■■■■■の対象の農地は二間塚の2筆合計2,023㎡で、権利の種類は賃借、利用内容は田、期間は5年間です。</p> <p>■■■■■■の対象の農地は上飯野の1筆1,022㎡、下飯野の1筆1,044㎡で、2筆合計2,066㎡です。権利の種類は賃借、利用内容は田、期間は5年間です。</p> <p>■■■■■■の対象の農地は上飯野の1筆1,072㎡、二間塚の1筆1,009㎡で、2筆合計2,081㎡です。権利の種類は賃借、利用内容は田、期間は5年間です。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。</p> <p>ご質疑ございますか。</p> <p>(なし声)</p> <p>「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第5号につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>よって議案第5号は承認されました。</p> <p>【議案第6号】</p> <p>次に、議案第6号「農用地利用配分計画について」を議題といたし</p>
<p>議長</p>	<p>次に、議案第6号「農用地利用配分計画について」を議題といたし</p>

	<p>ます。</p> <p>本議案については、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項により農用地利用配分計画の案の作成において、農業委員会の意見を聞くものとなっていることから、意見を求めるものであります。</p> <p>本案件につきましては、農業者 1 名の配分計画が対象であり、大後護氏が権利の設定を受ける計画であります。</p> <p>本件につきましては、農業委員会会議規則第 10 条の規定により大後委員につきましては一時退席をお願いいたします。</p> <p>(大後委員退席)</p>
議長	<p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (樋口)	<p>議案第 6 号 農用地利用配分計画案について説明いたします。</p> <p>議案第 6 号は、議案第 5 号で利用集積した農地を、農地中間管理機構から農地を借りる人へ配分する計画です。</p> <p>今回の利用配分計画案の借り手は、[REDACTED]になります。</p> <p>7 ページをご覧ください。</p> <p>[REDACTED]への配分計画です。</p> <p>先ほど 5 号議案で集積した土地で、今回権利を設定する土地は、[REDACTED] [REDACTED] 所有の二間塚の 1 筆 1,023 m²、[REDACTED] 所有の本郷の 1 筆 1,014 m²、前久保の 1 筆 801 m²、二間塚の 1 筆 654 m²、[REDACTED] [REDACTED] 所有の二間塚の 2 筆 2,023 m²、[REDACTED] 所有の上飯野の 1 筆 1,022 m²、下飯野の 1 筆 1,044 m²、[REDACTED] 所有の上飯野の 1 筆 1,072 m²、二間塚の 1 筆 1,009 m²で合計面積は 9,662 m²、権利の種類は賃借です。</p> <p>権利の設定を受ける者の農業経営の状況等につきましては、12 ページをご覧ください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。</p> <p>ご質疑ございますか。</p> <p>(なし声)</p> <p>「質疑なし」ということでありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第6号について、原案に同意する委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>よって本件は原案に対し同意といたします。</p> <p>(大後委員着席)</p> <p>【専決処分報告について】</p>
議長	<p>次に「専決処分報告について」、事務局長よりお願いします。</p>
事務局長	<p>市街化区域内にある農地の専決処分について報告をさせていただきます。</p> <p>農地法第5条第1項第7号の規定による届け出でございますが、</p> <p>1番、3番、4番につきましては、専用住宅用地として所有権を移転するもので面積は、それぞれ311㎡、436㎡、155㎡です。</p> <p>2番につきましては、駐車場及び出入口として66㎡です。</p> <p>本届出につきまして、添付書類も含め完備しておりましたので事務局長専決により、書類を受理いたしました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p> <p>事務局長の専決処分の報告は終わりました。</p> <p>以上で本日の案件はすべて終了いたしました。</p>

議長	そのほかに、委員さんの方から何かありますか。
鈴木伸江委員	<p>———女性農業者ブロック会議（鈴木伸江委員）———</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度会議の開催地が富津市となった。 ・開催について、必要に応じて委員に協力をお願いする。
議長	事務局何かありますか。
事務局（赤井）	<p>1 第577回定例農業委員会総会の件（地上権と賃借権の違い）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・8月総会で議案となった営農型太陽光発電では、下部農地は賃借、発電事業は区分地上権であった、10月総会では賃借権のみ、地上権のみであったが、その理由は。 ・営農型発電事業で、下部農地の耕作者と、発電事業者が異なる場合は、農地上空を使用するための区分地上権を設定する必要がある。下部で耕作を行わない太陽光発電では、所有者と事業者の任意での契約で権利を設定し、区分地上権の設定は不要。 <p>2 農地パトロールについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・11月9日から天神山地区から竹岡・金谷地区までのパトロールを行うので、都合が悪くなったときは、事前に事務局まで連絡をお願いする。 <p>3 農業者年金の推進活動について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配布した名簿に記載の加入対象者への訪問をお願いする。 ・訪問記録とアンケートを12月総会時に改修する。
議長	<p>皆様には、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。</p> <p>これをもちまして第578回の定例農業委員会を終了します。</p> <p>なお、次回農業委員会総会は12月7日月曜日 場所は401会議室で午後1時30分から開催いたします。</p> <p style="text-align: center;">閉会 午後2時35分</p>